

防衛監察本部達第12号

防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第51条の規定に基づき、防衛監察本部の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

防衛監察監 櫻井 正史

防衛監察本部の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する達

（目的）

第1条 この達は、防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号。以下「訓令」という。）第51条の規定に基づき、防衛監察本部（以下「監察本部」という。）における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）監察本部個人情報保護課 監察本部において、訓令第4条第2項に規定する機関等個人情報保護責任者である防衛監察

監（以下「監察監」という。）を補佐し、監察本部における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）に関する事務の総合調整を行う課をいう。

（２）監察本部開示等担当課室 監察本部において、個別の保有個人情報の開示決定等（移送、意見書提出の機会付与、開示決定、期限の延長及び期限の特例延長をいう。以下同じ。）に係る事務、訂正決定等（移送、訂正決定、期限の延長、期限の特例延長及び訂正の実施をいう。以下同じ。）に係る事務及び利用停止決定等（利用停止決定、期限の延長、期限の特例延長及び利用停止の実施をいう。以下同じ。）に係る事務について、監察監を補佐する課室等をいう。

（３）内局開示等担当課室 所掌事務に応じて個別の保有個人情報の開示決定等の事務、訂正決定等の事務及び利用停止決定等の事務を行う防衛省内部部局の課、室又はこれに準ずる部署をいう。

（監察本部個人情報保護課等）

第３条 監察本部個人情報保護課（以下「個人情報保護課」という。）は、総務課とする。

２ 監察本部開示等担当課室（以下「課室等」という。）は、総務課（企画室を除く。）、企画室及び統括監察官とする。

（関係部署の協力）

第4条 監察本部における保有個人情報の開示等の手続等を円滑に進めるため、個人情報保護課及び課室等は、相互に協力し、適切に事務を遂行するものとする。

(開示等の請求に係る事務の実施)

第5条 個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から開示等の請求書の写し(以下「開示等請求書」という。)の交付を受けた場合は、当該開示等の請求について、該当する可能性のある個人情報を保有すると考えられる課室等に開示等請求書を交付し、所要の照会を行うものとする。

2 開示等請求書を交付された課室等は、該当する可能性のある保有個人情報の有無を調査する事務を開始するものとする。

(開示等の請求の補正)

第6条 監察本部が補正依頼を実施する場合は、個人情報保護課又は課室等において実施するものとする。

2 個人情報保護課は、開示等の請求に係る保有個人情報がいずれの課室等に係るものか明らかでない場合に補正依頼を実施するものとし、課室等は、開示等の請求に係る保有個人情報の特定が困難な場合に補正依頼を実施するものとする。

3 補正依頼は、開示等の請求者に対し、開示等の請求に係る保有個人情報の特定に足りる事項を確認するものとする。

(保有個人情報の特定)

第7条 開示等請求書の交付を受けた課室等は、当該開示等の請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認した場合は、個人情報保護課にその複製を提出するものとする。また、該当する保有個人情報が存在しない場合には、その旨を個人情報保護課に通知するものとする。

2 個人情報保護課は、前項の提出又は通知を受けたときは、防衛省個人情報保護室にその旨を通知するとともに、提出を受けた保有個人情報の複製を提出する（存在しない場合を除く。）ものとする。

3 個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から保有個人情報を特定した旨の通知及び事務の指定を受けたときは、課室等を指定し、当該課室等に通知するとともに、指定した課室等を防衛省個人情報保護室に連絡するものとする。

4 課室等は、特定された保有個人情報の複製を内局開示等担当課室及び個人情報保護課に提出するものとする。ただし、第1項の規定によりすでに個人情報保護課に当該保有個人情報の複製を提出しているときは、それをもって個人情報保護課への提出に代えることができる。

5 個人情報保護課は、前項で提出を受けた保有個人情報の複製を防衛省個人情報保護室に提出するものとする。

（移送）

第 8 条 課室等は、特定された保有個人情報 が 訓令第 1 4 条 及び 第 3 0 条 の規定に照らし、移送が必要になり得ると認められるときは、速やかにその旨を個人情報保護課に連絡するものとする。

2 個人情報保護課は、前項の連絡を受けたときは、速やかにその旨を内局開示等担当課室に連絡するものとする。

(第三者意見聴取)

第 9 条 課室等は、特定された保有個人情報 が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「法」という。)第 2 3 条 の規定に照らし、第三者に対して意見書を提出する機会を与えることが必要であると認める場合には、速やかにその旨を個人情報保護課に連絡するものとする。

2 個人情報保護課は、前項の連絡を受けたときは、速やかにその旨を内局開示等担当課室に連絡するものとする。

(開示等の決定等手続)

第 1 0 条 課室等は、請求対象となる当該保有個人情報について開示等の判断を行い、別紙様式第 1、別紙様式第 2 又は別紙様式第 3 により、個人情報保護課に報告するものとする。ただし、当該判断について、他の課室等が実施することが適切であると認められる場合には、速やかにその旨を個人情報保護課に連絡するものとする。

2 個人情報保護課は、前項の場合において、当該保有個人情報の特定を実施した課室等以外の他の課室等に開示等に係る判断を依頼することが適切であると認められる場合には、当該他の課室等に対し、当該判断について依頼するものとする。

3 課室等は、開示等に係る判断をするに当たっては、内局開示等担当課室と協議、調整を行うものとする。

4 個人情報保護課は、第1項の報告に基づき、監察監の決裁を得て、速やかに内局開示等担当課室を経由し、防衛大臣に開示等に係る判断を上申するものとする。

(開示等の決定等の通知)

第11条 個人情報保護課は、訓令第17条第2項、第32条第2項又は第44条第2項の規定に基づく通知を受けた場合は、速やかにその旨を課室等に通知するものとする。

(期限の延長及び特例)

第12条 課室等は、法第19条第2項、第31条第2項又は第40条第2項に規定する期限の延長が必要な場合は、その旨を内局開示等担当課室及び個人情報保護課に連絡するものとする。

2 課室等は、法第20条、第32条又は第41条に規定する期限の特例の適用が必要な場合は、その旨を内局開示等担当課室及び個人情報保護課に連絡するものとする。

(開示等の記録作成)

第 1 3 条 課室等は、訓令第 2 2 条第 1 項、第 3 8 条第 1 項又は第 4 9 条第 1 項の規定により作成した記録等の写し及び第 2 2 条第 2 項、第 3 8 条第 2 項又は第 4 9 条第 2 項に規定する保有個人情報の写し（以下「写し」という。）を個人情報保護課に提出するものとする。

2 課室等は、訓令第 2 2 条第 1 項、第 3 8 条第 1 項又は第 4 9 条第 1 項の規定により作成した記録等の写しを適切に保存するとともに、第 2 2 条第 2 項、第 3 8 条第 2 項又は第 4 9 条第 2 項に規定する保有個人情報の写しを適切に管理しなければならない。その際、訓令第 2 2 条第 2 項に規定する保有個人情報の写しには、不開示情報が記録されている部分に明認を施しておくものとする。

3 個人情報保護課は、第 1 項の規定により提出された写しと同一のものを防衛省個人情報保護室に提出するものとする。

#### 附 則

この達は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。

別紙様式第1（第10条関係）

総務課長 殿

課室等の長

開示等決定について（報告）

標記について、受付個第 号に係る保有個人情報の開示について下記のとおり判断するので報告する。

記

1 判断区分

ア 開示                      イ 部分開示                      ウ 不開示

2 判断理由

別紙様式第2（第10条関係）

総務課長 殿

課室等の長

訂正等決定について（報告）

標記について、受付個第 号に係る保有個人情報の訂正について下記のとおり判断するので報告する。

記

1 判断区分

ア 訂正                      イ 不訂正

2 決定した訂正の内容

3 判断理由

別紙様式第3（第10条関係）

総務課長 殿

課室等の長

利用停止等決定について（報告）

標記について、受付個第 号に係る保有個人情報の利用停止について下記のとおり判断するので報告する。

記

1 判断区分

ア 利用停止                      イ 利用不停止

2 決定した利用停止の内容

3 判断理由